(8)　(3)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(7)までに掲げるものを除く。）

(9)　(3)及び(8)に掲げる法人その他の団体により総議決権の百分の五十以上に相当する議決権の数を直接に保有されている法人その他の団体（(1)から(8)までに掲げるものを除く。）

ハ　当該外国投資家を主要な取引先とする個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ニ　当該外国投資家の主要な取引先である個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

ホ　当該外国投資家から多額の金銭その他の財産を受けている者

ヘ　当該外国投資家（個人に限る。）の配偶者

ト　当該外国投資家（個人に限る。）の直系血族

チ　当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体の役員若しくは使用人その他の従業者

リ　当該外国投資家と共同して会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体を外国投資家とした場合にイからトまでに掲げる者に該当することとなる者

ヌ　過去一年間にイからホまでに掲げる者に該当する者であつた者

三　令第三条の二第一項第三号から第五号までに掲げるものが行う同意であつて、当該外国投資家自ら又は他のものを通じて株主総会に提出した議案に係る場合にあつては、次に掲げる者

イ　前号イからヌまでに掲げる者に該当する者

ロ　当該外国投資家の属する国の政府、政府機関、地方公共団体、中央銀行又は政党その他の政治団体の役員又は使用人その他の従業者（政党その他の政治団体に該当する場合にあつてはその政党員を含む。）

［号を加える。］

2　令第二条第十一項第五号に規定する主務省令で定める議案は、次に掲げる議案とする。

一　事業の一部の譲渡に係る議案

二　子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）（外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体及び外国に主たる事務所を有する法人その他の団体を除く。第三号、第三条第二項第七号ロ及び第十五号イ、第三条の二第五項第一号並びに第四条の三第二項第一号において同じ。）の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る議案

三　会社法第四百五十四条第一項に掲げる事項に係る議案（配当財産（同法第二条第二十五号に規定する配当財産をいう。）が事業又は子会社の株式である場合に限る。）

四　会社法第二条第二十八号に規定する新設合併に係る議案

五　会社法第二条第二十九号に規定する吸収分割に係る議案（会社が同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社となる場合に限る。）

六　会社法第二条第三十号に規定する新設分割に係る議案（会社が同法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社となる場合に限る。）

七　事業の廃止に係る議案

［項を加える。］

3　令第二条第十四項第一号に規定する主務省令で定める金額は、一億円に相当する額とする。

［項を加える。］